法令適用事前確認手続 (照会書)

平成 28 年 9月 13日

国土交通省 港湾局海洋・環境課長 殿

照会者名 今村法務行政書士事務所 特定行政書士 今村 福次 住所 833-0002 福岡県筑後市大字前津1820番地

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以後「海防法」)第20条第1項(廃油処理事業許可)

- 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
 - ① 甲は、A県において産業廃棄物収集運搬業の許可事業者です。
 - ② 漁労活動の漁船Y1及び輸送業務の船舶Y2の船舶事業者(以下「Y等」)は、停泊中の港(A県)において不要なものとして、 搬出される廃油、ビルジを、甲と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結して産業廃棄物の廃油として陸揚げ収集運搬します。
 - (3) Y等は、②の廃油をA県産業廃棄物処分業許可業者の乙と産業廃棄物処理委託契約を締結して処分します。

②③における行為が海防法所定の廃油の処理に該当し、1.の法令の適用を受けるかどうかについて照会するものです。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1)見解

不要なものとして陸揚げされた時点で、廃棄物となり、海防法の適用から廃掃法の適用に変わるので、海防法の適用はうけない。その根拠として、「船舶等よりいったん陸揚げされたものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」)が適用される。(昭和63年9月26日運環第66号(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律等の施行について)による。」また、貴省港湾局発の「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)平成24年12月」 11頁 図2 船内廃棄物に係る海洋汚染防止法及び廃棄物処理法の適用範囲について例示されている。

海防法の目的は、海洋汚染等及び海上災害の防止であり、廃油処理事業は、<u>一般の需要に応じ、</u>廃油処理施設により廃油を処理する事業であるが、廃掃法は、廃棄物(廃油等)を<u>事業者自らの責任において適正に処理し</u>、公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物(廃油等)の中間処理事業者は、<u>廃棄物処理委託契約締結にて搬出事業者に応じ</u>、廃棄物処理施設にて処理をする事業者です。

4. 連絡先

〒833-0002 福岡県筑後市大字前津1820番地

今村法務行政書士事務所

特定行政書士 今村 福次

電話 0942-52-0791 FAX 0942-52-0793

e — m a i l fy_imamura@khc.biglobe.ne.jp

上記e-mailアドレス宛の電子メールでの回答をお願いします。